

議案第 4 号

調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

提案理由

令和 7 年 3 月 1 日より「調布市事案決裁規程」が一部改正されることに伴い、宿泊出張命令の合議欄から教育総務課長を削除するとともに、その他所要の改正を行うための改正の提案をするものです。

調布市教育委員会訓令第 号

課・室・所・館
市立学校

調布市教育委員会事務局事案決裁規程（昭和44年調布市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

別表第1 2 人事に関する事項の表第7号中「教育総務課長」を削り、同表第17号中「第22条」を「第21条」に改め、同表第15号を削り、同表第16号を同表第15号とし、同表第17号から22号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和7年3月1日から施行する。

調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後								改正前							
○調布市教育委員会事務局事案決裁規程 昭和44年 7 月25日教育委員会規程第 2 号								○調布市教育委員会事務局事案決裁規程 昭和44年 7 月25日教育委員会規程第 2 号							
第 1 条～第 1 3 条まで略								第 1 条～第 1 3 条まで略							
別表第 1 （第 6 条関係） 共通決裁事案								別表第 1 （第 6 条関係） 共通決裁事案							
1 略								1 略							
2 人事に関する事項								2 人事に関する事項							
項目	決裁権者					指定合議先	通知先	項目	決裁権者					指定合議先	通知先
	課長 補佐	課長	次長	部長	教育 長				課長 補佐	課長	次長	部長	教育 長		
(1) 非常勤特別職の職員を任命し、及び当該職員の退職届を受理すること。（教育委員会の会議に付議するものを除く。）					○			(1) 非常勤特別職の職員を任命し、及び当該職員の退職届を受理すること。（教育委員会の会議に付議するものを除く。）					○		
(2) 所属職員の配置を決定すること。		○					教育総務課長	(2) 所属職員の配置を決定すること。		○					教育総務課長
(3) 参事及び					○		教育総	(3) 参事及び					○		教育総

改正後								改正前							
副参事の事務分掌を決定すること。							務課長	副参事の事務分掌を決定すること。							務課長
(4) 担当課長、主幹及び副主幹の事務分掌を決定すること。				○			教育総務課長	(4) 担当課長、主幹及び副主幹の事務分掌を決定すること。				○			教育総務課長
(5) 主査の事務分掌を決定すること。		○						(5) 主査の事務分掌を決定すること。		○					
(6) 前3号に掲げる職員以外の職員の事務分掌を決定すること。		○						(6) 前3号に掲げる職員以外の職員の事務分掌を決定すること。		○					
(7) 宿泊出張を命令し、復命を受けること（国内出張に限る。）。		課長 補佐 以下 及び 職員 以外の 者	課長	次長	部長			(7) 宿泊出張を命令し、復命を受けること（国内出張に限る。）。		課長 補佐 以下 及び 職員 以外の 者	課長	次長	部長	教育総務課長	
(8) 日帰り出張を命令し、復命を受けること（国内出		課長 補佐 以下 及び	課長	次長	部長			(8) 日帰り出張を命令し、復命を受けること（国内出		課長 補佐 以下 及び	課長	次長	部長		

改正後								改正前							
張に限る。)		職員 以外の者						張に限る。)		職員 以外の者					
(9) 国外出張を命令し、復命を受けること。					○	教育総務課長		(9) 国外出張を命令し、復命を受けること。					○	教育総務課長	
(10) 日帰り出張旅費集計報告をすること。		○						(10) 日帰り出張旅費集計報告をすること。		○					
(11) 時間外勤務を命令すること。		○(月45時間を超えるもの及び午後10時から翌日の午前5時までの間のものを	月45時間を超えるもの及び午後10時から翌日の午前5時までの間のものを	月80時間を超えるもの				(11) 時間外勤務を命令すること。		○(月45時間を超えるもの及び午後10時から翌日の午前5時までの間のものを	月45時間を超えるもの及び午後10時から翌日の午前5時までの間のものを	月80時間を超えるもの			

改正後								改正前							
			除 く。)								除 く。)				
(12) 時間外勤務実績の報告、深夜勤務の制限、時間外勤務の免除、時間外勤務の制限及び時間外勤務代休時間の承認に関すること。		○					教育総務課長	(12) 時間外勤務実績の報告、深夜勤務の制限、時間外勤務の免除、時間外勤務の制限及び時間外勤務代休時間の承認に関すること。		○					教育総務課長
(13) 年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び病気休暇並びに人間ドック、特定健康診査、特定保健指導、胃検診、婦人科検診及び大腸がん検診の職務免除を承認し、又は届出を受けること。		課長 補佐 以下	課長	次長	部長			(13) 年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び病気休暇並びに人間ドック、特定健康診査、特定保健指導、胃検診、婦人科検診及び大腸がん検診の職務免除を承認し、又は届出を受けること。		課長 補佐 以下	課長	次長	部長		

改正後								改正前							
(14) 前号以外の職務免除を承認すること。		課長補佐以下	課長	次長	部長	教育総務課長	当該職務免除に係る所属課長	(14) 前号以外の職務免除を承認すること。		課長補佐以下	課長	次長	部長	教育総務課長	当該職務免除に係る所属課長
		—						(15) 個人別休暇等報告書を作成すること。		○					
(15) 扶養親族及び通勤届を確認すること。		○					教育総務課長	(16) 扶養親族及び通勤届を確認すること。		○					教育総務課長
(16) 職員（第1号及び第21号に規定する職員を除く。）の退職願を受理すること。				○ 任期付職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3	○ （任期付職員に係るものを除く。）	教育総務課長		(17) 職員（第1号及び第22号に規定する職員を除く。）の退職願を受理すること。			○ 任期付職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3	○ （任期付職員に係るものを除く。）	教育総務課長		

改正後										改正前									
					年法 律第 110 号) 第 6 条 又は 調布 市一 般職 の任 期付 職員 の採 用及 び給 与の 特例 に関 する 条例 (平 成27 年調 布市 条例 第1 号) 第 4 条										年法 律第 110 号) 第 6 条 又は 調布 市一 般職 の任 期付 職員 の採 用及 び給 与の 特例 に関 する 条例 (平 成27 年調 布市 条例 第1 号) 第 4 条				

改正後									改正前								
					若しくは第5条の規定により採用する職員をいう。以下同じ。)に係るもの									若しくは第5条の規定により採用する職員をいう。以下同じ。)に係るもの			
(17) 研修（講演会等を除く。）の復命を受けること。		課長補佐以下	課長	次長	部長				(18) 研修（講演会等を除く。）の復命を受けること。		課長補佐以下	課長	次長	部長			
(18) 育児休業、部分休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認に関するこ		課長補佐以下	課長	次長	部長	教育総務課長			(19) 育児休業、部分休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認に関するこ		課長補佐以下	課長	次長	部長	教育総務課長		

改正後								改正前							
と。								と。							
(19) 週休日を 指定すること。		○						(20) 週休日を 指定すること。		○					
(20) 週休日の 振り替え（休 日の勤務に替 えて他の日の 勤務を免除す る場合を含 む。）を命令 すること。		課長 補佐 以下	課長	次長	部長			(21) 週休日の 振り替え（休 日の勤務に替 えて他の日の 勤務を免除す る場合を含 む。）を命令 すること。		課長 補佐 以下	課長	次長	部長		
(21) 会計年度 任用職員採用 試験の可否を 決定し、職員 採用候補者の 名簿を作成す ること、及び 当該職員を任 用し、また当 該職員の退職 願を受理する こと。		○						(22) 会計年度 任用職員採用 試験の可否を 決定し、職員 採用候補者の 名簿を作成す ること、及び 当該職員を任 用し、また当 該職員の退職 願を受理する こと。		○					

別表第2略

別表第2略